

令和3年度土木交通部総合評価方式運用ガイドライン等に関する質問の回答  
(令和3年7月13日更新)

○配置予定技術者等のCPDについて

| ご質問  | 回答  |
|--|---|
| <p>令和2年5月1日以降に入札公告するものについて、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による緩和措置として、評価基準日を入札公告日の属する年度の前年度の4月1日から技術提案書の提出締切日が対象として運用されていましたが、令和3年度もこの運用を継続し、評価基準日は前年度の4月1日から技術提案書の提出締切日と考えてよいでしょうか。</p> | <p>令和3年度についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等にかかる総合評価方式の運用を継続しています。</p> <p>そのため、配置予定技術者等のCPDについては、評価基準日（申請するCPD取得期間の最終の日）を入札公告日の属する年度の前年度の4月1日から技術提案書の提出締切日までとしています。</p> <p>詳細は、下記にてご参照ください。<br/><a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/314172.html">https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/314172.html</a></p> |
| <p>一級国家資格者かつ監理技術者講習を受講済みの技術者について、監理技術者資格者証が申請中のため手元にない場合、監理技術者として申請は可能ですか。</p>   | <p>監理技術者として配置する場合、監理技術者資格者証の交付を受けている者である必要があるため、資格が確認できる資料として、監理技術者資格者証の写しの提出が必要です。</p>   |

○配置予定技術者等の実績について

| ご質問   | 回答   |
|---|--|
| <p>中途採用者を配置予定技術者等として申請する場合、過去に勤めていた企業での実績は、配置予定技術者等の実績として認められますか。</p> | <p>「土木交通部建設工事等における総合評価方式の運用ガイドライン」に記載の通り、評価の対象とするのは、本申請企業における実績のみとしています。</p> |

○防災協定の締結について

| ご質問   | 回答   |
|---|--|
| <p>1つの防災協定が、国および県の両方と締結されている場合は、国および県の両方に防災協定の締結ありとして評価されますか。</p> | <p>1つの防災協定であっても、国および県との締結が確認できれば、国および県の両方に防災協定の締結ありとして評価します。</p> |

## ○若手・女性技術者の配置について

| ご質問  | 回答   |
|--|--|
| <p>優秀な若手技術者の表彰について、令和3年度に評価されるのは、令和元年度および令和2年度の表彰者だけでしょうか。</p> <p>過去に受賞したものは、優秀な技術者としてカウントしていただけないでしょうか。</p>   | <p>「滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰」の被表彰者については、令和元年度および令和2年度の被表彰者のみが対象となりますが、過去に受賞された優秀な技術者については、※1の「またはこれに相当する技術者(※2)」に該当する場合は、評価の対象となります。</p> |
| <p>総合評価方式の運用ガイドラインP38 ※1のこれに相当する技術者(※2)として、評価の対象となる条件を教えてください。</p>   | <p>令和元年度または令和2年度の表彰対象者に相当する技術者が対象となります。</p> <p>そのため、平成30年度および令和元年度に完了した工事に従事し、※2に記載の条件を満足する技術者が対象となります。</p>                            |
| <p>平成30年度に若手技術者土木交通部長表彰を受けているため、被表彰者として評価を受けることは不可能ですが、令和元年度に80点以上の工事実績があれば、これに相当する技術者(※2)の該当者として、「1.0点」の評価対象になりますか。</p>   | <p>これに相当する技術者(※2)については、平成30年度以前における「滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰」の被表彰者であるかどうかに関わらず、適用することとしています。</p>   |
| <p>若手・女性技術者の配置について、申請する際、表彰を証明する資料の提出は必要ですか。</p>   | <p>表彰者については滋賀県HPにて公表されており、被表彰者の確認が可能であることから、表彰を証明する資料を添付する必要はありません。</p>  |
| <p>若手・女性技術者の配置について、これに相当する技術者(※2)については、滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰の資格基準である、監理技術者等として従事した建設工事において、無事故期間が3年以上ある者を満足する必要がありますか。</p>  | <p>これに相当する技術者(※2)については、監理技術者等として従事した建設工事において、無事故期間が3年以上ある者であることは求めています。</p>  |
| <p>若手技術者の評価対象について、「入札公告日の属する年度の4月1日において40歳以下」の優秀な技術者または技術者とありますが、昭和55年4月2日生まれの人は評価対象になりますか。</p> <p>民法第143条によると、誕生日の前日に年齢が加算されるため、評価対象は「昭和55年4月3日以降に生まれた人」と解釈できます。</p> <p>評価対象年齢の考え方を教えてください。</p> | <p>若手技術者の表彰対象について、民法第143条の解釈によらず、誕生日に年齢を加算するものとし、昭和55年4月2日以降に生まれた人を対象とします。</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>「※2 滋賀県等が発注し、平成30年～」の「滋賀県等」に該当する発注機関について教えてください。</p>  | <p>発注機関については、「滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通 部長表彰要領の第1項に記載の通りです。</p> <p><a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/317296.html">https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/317296.html</a></p> |
| <p>“配置予定技術者等のCPD”において「現場代理人」で申請した者とは別の若手・女性技術者を「監理技術者または主任技術者」として配置する場合、“若手・女性技術者の配置”において「監理技術者等として配置する」として申請しても「無効」になりませんか。</p> | <p>「無効」になりません。</p> <p>なお、“配置予定技術者等のCPD”において「監理技術者または主任技術者」で申請した者とは別の者を“若手・女性技術者の配置”において、「監理技術者または主任技術者」として申請した場合は「無効」になります。</p>   |

### ○週休2日工事の取組実績について

| ご質問   | 回答   |
|---|--|
| <p>週休2日工事の取組実績について、有効期限はありますか。</p>                        | <p>令和3年度は、平成30年度以降に完了した工事における週休2日工事の取組実績により評価します。</p>  |
| <p>週休2日工事の取組実績証明申請書に押印は不要でしょうか。</p>                       | <p>実績証明申請書の申請者の押印は不要ですが、実績証明書の証明者の押印（県の押印）は必要です。</p> <p>なお、申請時には、証明者の押印がある証明書を提出してください。（写しの提出可）</p>  |
| <p>週休2日工事の取組実績証明書は、昨年度に申請した証明書を今年度も使用できますか。</p>           | <p>過年度の証明書を使用していただいても問題ありません。</p>  |
| <p>契約実績証明願・同証明書の申請様式が令和3年6月に改訂されましたが、旧様式の証明書も使用できますか。</p> | <p>旧様式の証明書も使用していただけますが、できる限り新様式を使用してください。</p> <p><a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/314172.html">https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/314172.html</a></p> |